

建設・解体工事を施工される皆様へ



建設・解体工事においては、工事に伴う騒音、振動、粉じん等により、周辺住民の方々にご迷惑をかけることがあります。

建設・解体工事を施工される皆様におかれましては、法律・条例等を遵守するとともに、**以下の点に十分に配慮していただきますようお願いいたします。**

【特に配慮が必要な事項】

★工事が特定建設作業に該当する場合は、作業を開始する中7日前までに、担当区を所管する公害対策課へ届出書を提出してください。

★工事現場の周辺住民の方々に対して、あらかじめ工事の概要、工事期間、作業時間、騒音・振動対策等について説明するよう努めてください。

★作業中は騒音・振動・粉じんを抑え、周辺住民からの苦情・要望等には迅速かつ誠実な対応に努めてください。

※その他の注意事項

○工事計画の策定にあたっては、現場周辺の状況等を調査のうえ、できる限り低騒音・低振動の工法及び建設機械を採用するとともに、騒音・振動対策や散水による粉じん対策などを行うよう努めてください。

○下請業者を使用して施工する場合には、その作業内容を十分に把握し、騒音・振動対策等について指導するよう努めてください。

○機材や土砂石の運搬等のために大型車を運行する場合には、生活環境への影響が少なくなるよう通行経路、通行時間を十分検討するよう努めてください。

○工事現場以外に資材・残土置き場を設け建設機械を使用する際は、その敷地境界において、用途地域に応じて環境保全条例で定める騒音の基準が適用されます。そのため、周辺の環境について配慮して作業を行うよう努めてください。

○地下水のゆう出を伴う掘削工事においては、届出が必要となる場合があります。

【届出・ご相談・お問い合わせ先】

部署名	担当区	問い合わせ先
西区公害対策課（西区役所5階）	東・北・西・中村・中	052-523-4613
港区公害対策課（港保健センター3階）	熱田・中川・港	052-651-6493
南区公害対策課（南区役所2階）	瑞穂・南・緑・天白	052-823-9422
名東区公害対策課（名東区役所1階）	千種・昭和・守山・名東	052-778-3108

環境局大気環境対策課（052-972-2674）

解体・改修工事の元請け業者の皆様へ



【解体・改修工事を始める前に...】大気汚染防止法に基づく義務があります。

- ★ アスベストの使用の有無を調査（事前調査）しなければなりません。（**原則、全ての解体・改修工事が対象です**※）
- ★ 工事の発注者に対して、アスベストの有無に関わらず、調査結果等を書面で説明しなければなりません。
 - ◆説明項目 ①調査を終了した日 ②調査の方法 ③調査の結果
- ★ 調査結果等を、工事場所において**公衆の見やすい場所**に掲示しなければなりません。

※「平成18年9月1日以降に設置工事に着手した建築物等」及び「建築物のうち、平成18年9月1日以降に改造又は補修工事に着手した部分」を解体し、改造し、又は補修するものを除きます。

掲示例（一般社団法人 日本建設業連合会 HP より引用）

レベル1、2(石綿届出対象)

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

労働安全衛生法第88条第4項(労働安全衛生規則第90条第5号の2)の規定による計画の届出
 労働安全衛生法第89条第1項の規定による作業の届出
 石綿除去作業実施届出書(石綿除去作業実施届出書)の提出
 石綿除去作業実施届出書(石綿除去作業実施届出書)の提出
 石綿除去作業実施届出書(石綿除去作業実施届出書)の提出

事業場の名称	届出先及び届出年月日 平成 年 月 日	発注者等(大気汚染防止法による届出者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
調査終了年月日 平成 年 月 日	調査方法の概要(調査箇所)	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
調査結果の概要(部分と特定建築材の種類)	特定粉じん排出等作業の方法	その他必要な事項

レベル3(届出不要)及び石綿未使用

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿除去作業実施届出書及び条例等に基づく調査結果をお知らせします。

事業場の名称	調査終了年月日 平成 年 月 日	元請業者(解体等工事の施工者かつ調査者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
調査結果の概要(部分と石綿含有建材の種類)	調査方法の概要(調査箇所)	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
調査結果(部分と石綿含有建材の種類)	特定粉じん排出等作業の方法	その他必要な事項

【アスベストが使用されていた場合...】

- ★ 特定建築材料（吹付け材：レベル1、保温材や断熱材：レベル2）については、除去等を実施する前に特定粉じん排出等作業実施届出が必要となります。作業を開始する中14日前までに、下記の公害対策課へ届出書を提出するよう発注者に確認してください。

○関連する届出等の問い合わせ先一覧

届出等の内容	問い合わせ先		
特定粉じん排出等作業実施届出	環境局地域環境対策部大気環境対策課	052-972-2674	
	東・北・西・中村・中	西区公害対策課（西区役所5階）	052-523-4613
	熱田・中川・港	港区公害対策課（港保健センター3階）	052-651-6493
	瑞穂・南・緑・天白	南区公害対策課（南区役所2階）	052-823-9422
	千種・昭和・守山・名東	名東区公害対策課（名東区役所1階）	052-778-3108
名古屋産業廃棄物条例に基づく報告	環境局事業部廃棄物指導課	052-972-2392	
建設リサイクル法に基づく届出	住宅都市局建築指導部建築指導課	052-972-2924	
労働安全衛生法に基づく届出	愛知労働局労働基準部健康課	052-972-0256	
	千種・昭和・瑞穂・熱田・緑・名東・天白	名古屋東労働基準監督署	052-800-0793
	西・中村	名古屋西労働基準監督署	052-855-2572
	中川・港・南	名古屋南労働基準監督署	052-651-9208
	東・北・中・守山	名古屋北労働基準監督署	052-961-8654